

聴覚障害者制度改革推進中央本部
「障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

2013年7月5日
公明党

1. 障害者総合支援法について

障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと思います。この度、成立した障害者総合支援法には「意思疎通支援事業(旧コミュニケーション支援事業)」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対する貴党のご見解をお聞かせください。

【回答】

障害者総合支援法について、公明党は、コミュニケーション支援が促進されるよう、市町村と都道府県の役割分担を明確化するよう主張し、反映することができました。ご指摘の意思疎通支援事業に関する地域間の格差や予算措置等の問題については、3年以内の法律の見直し検討に向けた議論も含め、適切に検討すべきと考えます。

2. 障害者総合支援法における都道府県・市町村等の意思疎通支援事業について

今回、厚生労働省の補助事業として、厚生労働省と全日本ろうあ連盟をはじめとする関係者等で協議を重ね、意思疎通支援者の派遣に係るモデル要綱およびガイドラインを作成しました。

しかし、「手話通訳設置事業」については、すでに多くの都道府県が行っているにもかかわらず、都道府県の必須事業とはなりませんでした。

また、設置される手話通訳者の身分、労働条件等が市町村によって異なっている状況です。

その現状と照らし合わせ、施行後3年以内の見直し検討に向けて、手話通訳者および要約筆記者の養成・認定事業や設置事業、そして盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣事業のモデル要綱およびガイドラインを作成していく必要があります。これについて、貴党のご見解をお聞かせください。

【回答】

障害者総合支援法では、「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」等について、法施行後3年を目途とする検討規定を設けています。意思疎通支援者の派遣等につきましては、ご指摘の課題も含めて、検討を進めていきます。

3. 行政サービスのアクセシブルな利用について

身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のある者と意思疎通の必要のある者など、誰もが自由に利用できる制度には至っておりません。また、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使ってのサービス提供を受けるに至っていない現状があります。

国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。

例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府縣市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があります。

行政機関のアクセシブルな利用促進について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

【回答】

本年の通常国会において、障害者差別解消法を成立させることができました。同法では、国・地方公共団体等に対して、合理的配慮の不提供の禁止を法的に義務付けており、今後、具体的な取り組み等に関する要領が策定されることとなります。行政機関における情報アクセスのバリア解消に向け、適切に対応していきたいと考えます。

4. インターネット選挙運動(以下、「ネット選挙」とする)について

4-1) 今春の法改正でネット選挙が認められるようになって、初めての国政選挙となります。これまで、FAXやメールでの選挙運動等は認められなかったことを鑑みると、選挙に関するアクセシビリティとしては大変有効であると考えます。しかし、電話の出来ない聴覚障害者の候補者がFAXやメールで投票依頼をすることは現在も認められておりません。上記について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

4-2) 障害者総合支援法の意味疎通支援事業において、自治体の裁量で、選挙や政治活動への手話通訳および要約筆記の派遣が可能となりましたが、自治体の派遣要綱では定められていないところが多い現状にあります。上記について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

【回答】

4-1)について

インターネット選挙運動を解禁する法改正にあたり、FAX を選挙運動に用いることができないなど、現行公職選挙法における選挙運動規制の在り方について検討すること等を含む付帯決議を行いました。聴覚障がい者の方々も含めて、公平・公正に選挙参加できるよう、今後、適切な検討が必要と考えます。

4-2)について

意思疎通支援事業については、障害者総合支援法の付帯決議において、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めることとしました。各自治体においては、利用者が支援を受けやすく、使い勝手の良いものとなるよう、適切に要綱を定めることが必要と考えます。

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入義務化、選挙時の情報保障について

5-1)別紙①の通り、政見放送への手話通訳・字幕付与について、衆議院・参議院共に統一されておりません。同じ国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2)また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など貴党の政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

【回答】

5-1)について

公明党は、障がい者のための情報バリアフリー化の推進を掲げ、公共放送等の字幕化の普及推進や、選挙広報等の全文の点字化・音声コード化を推進しています。

この度の参院選より、比例代表の政見放送に字幕が付けられるようになりました。また、2011年には、総務省より各県の選挙管理委員会に対し、点字や音声による選挙情報の提供促進を求める通知が出されています。

今後も公明党は、いっそうの情報バリアフリー化を推進していきます。

5-2)について

政見放送において手話通訳を取り入れ、情報保障を実施しています。

6. 障害者差別解消法について

本年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が国会に提出されました。障害者差別解消法における、情報アクセスやコミュニケーションの保障への「合理的配慮」、紛争解決にあたる機関の在り方等について、貴党のご見解をお聞かせください。

【回答】

本年の通常国会において、障害者差別解消法を成立させることができました。合理的配慮の提供については、行政機関等は法的義務、民間事業者は努力義務としました。今後、具体的な対応のための要領や指針(ガイドライン)が策定されることとなります。なお、紛争解決については、各種機関の活用・充実を図ることとしています。

7. 障害者雇用促進法改正について

本年4月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」(障害者雇用促進法改正法案)が閣議決定、国会に上程し、現在、成立されましたが、日本における企業の法定雇用率に対する取組みや、ハローワークにおける手話協力員制度および雇用・労働分野における聴覚障害者専門の相談支援のための職場適応援助者(ジョブコーチ)事業を拡充させるために、貴党のご見解をお聞かせください。

【回答】

本年の通常国会において、障害者雇用促進法を改正することができましたが、今後、その円滑な施行に向け、企業等に対する支援の充実が必要と考えます。

また、ハローワークにおける手話協力員やジョブコーチ等の更なる設置を推進するなど、聴覚障がい者の方々が就労しやすい環境整備が必要と考えます。

8. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育(高等教育含む)、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを権利として保障する法制度は、すべての障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。情報アクセシビリティを確立させる為の環境整備(機器・システム・サービスの標準化・規格化、放送・映像への手話通訳および字幕の付与等)を諮るとともに、情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制定に向けて、貴党はどのようにお考えか見解をお聞かせください。

【回答】

ご指摘のように、社会のあらゆる分野における情報バリアフリー化の推進のため、障がい者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法整備は必要であると考えます。

9. その他

聴覚障害者福祉施策について、貴党が特に取組みたいとされていることをお聞かせください。

【回答】

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、高齢化の対応を含めた福祉基盤の整備を図るとともに、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーの推進、「成年後見制度利用促進法」の制定、障害者権利条約の早期批准を目指します。

また、障がい者の所得保障を充実させるために、新たな福祉的給付の創設による障害基礎年金の加算措置を着実に実施するとともに、障害年金の支給要件の緩和にも取り組めます。